

令和8年度 教育施設利用(1号認定子ども)のしおり

【認定こども園(教育標準時間)・私立幼稚園利用案内】

認定こども園(教育標準時間)や新制度に移行した私立幼稚園を利用する場合、市からの教育・保育給付認定(1号認定)が必要です。

教育・保育給付認定と手続き

◎教育・保育給付認定について

認定こども園(教育標準時間)または新制度に移行した幼稚園を利用するための教育・保育給付認定は、「1号認定」となります。

認定区分		保育の 必要性	利用可能施設
1号	満3歳以上・教育標準時間認定	なし	幼稚園※、認定こども園
2号	満3歳以上・保育認定	あり	保育園、認定こども園
3号	満3歳未満・保育認定	あり	保育園、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業

※新制度に移行しない幼稚園をご利用になる場合で、無償化の対象となるには、施設等利用給付認定(新1号認定)を受ける必要があります。

※教育・保育給付認定を2号認定に変更を希望する場合は、子育て支援課にご相談ください。

◎教育・保育給付認定、園利用の流れ

希望園への入園申込
(定員を超える場合、園
で選考を行います)



園が入園内定後、教
育・保育給付認定申
請を園を通じて市に
提出



市から支給認定証及び
副食費の通知
(入園決定)

※本市外の認定こども園または私立幼稚園を利用する場合も同じ手続きになります。

保育料・給食費について

幼児教育・保育の無償化により、3歳～5歳児の保育料は、月額「0円」となっています。

教材費や行事費、給食費等は実費負担があります。また、園によっては入園料を徴収する場合があります。

※幼稚園の場合、満3歳となった日から無償化の対象となります。

保育園の場合、3歳の誕生日を迎えた最初の3月31日までは「2歳児」扱いとなり、翌年度4月から無償化の対象となります。

●給食費

給食費の区分	取扱い
主食費 (ごはん・パン・めんなど)	実費、米持参など
副食費 (おかず・おやつなど)	実費(一部世帯を除く)

●副食費が免除となる世帯

保護者などの市区町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯や国の算定基準(※)による第3子以降は、**副食費の保護者負担が免除**されます。

※1号認定子どもに係る国の算定基準は、小学校3年生以下の子どもの数でカウントします。

※副食費の免除の可否については、保育料決定通知等に記載がありますので、ご確認ください。

●副食費免除可否の切り換え時期

副食費は、毎年9月が切り換え時期になります。9月分以降の副食費は、園を通じてお知らせします。

令和8年4月分～令和8年8月分	令和8年9月分～令和9年3月分
令和7年度市民税に基づき算定	令和8年度市民税に基づき算定

●給食費の負担額や支払いについて

給食費(主食費、副食費)は、施設により金額が異なります。

施設期限や納入方法を施設に確認の上、施設にお支払いください。

預かり保育の利用について

幼児教育・保育無償化により、保護者が就労（月12日以上、かつ、月48時間以上）などの理由から、幼稚園の利用に加え、預かり保育を利用している場合、市から施設等利用給付認定（新2号認定）を受けることによって、月額11,300円を上限として、無償化の対象となります。新2号の申請をする場合は、園に事前相談をしてください。

施設等利用給付認定を受けなくても、施設の利用は出来ませんが、無償化の対象にはなりません。

※実際の利用料と上限額（利用日数×450円、上限月額11,300円）のどちらか低い方の金額が上限となります。（超過分を施設へ支払うことになります。）

※令和8年4月1日の入所にあわせて預かり保育を利用する場合は、4月1日以前に市から施設等利用給付認定を受ける必要があります。

認定こども園・私立幼稚園一覧

◎認定こども園（教育・保育給付認定が必要です） ※令和8年4月1日予定施設

園 名	住 所	電話番号
せんだい幼稚園（幼保連携型）	平佐町 3590 番地 2	20-1280
青山幼稚園（幼保連携型）	青山町 4194 番地	20-0775
のぞみ幼稚園（幼保連携型）	大小路町 54 番 16 号	22-3744
鹿児島純心大学附属純心幼稚園（幼保連携型）	隈之城町 1001 番地	23-6168
川内すわこども園（幼保連携型）	御陵下町 19 番 5 号	22-2764
りぼんこども園（幼保連携型）	天辰町 1866 番地 1	24-8181
みくにキッズ保育園（保育所型）	御陵下町 11 番 9 号	22-3974
高江こども園（幼保連携型）	高江町 1875 番地	27-2225
川内すわこども園 SECOND（幼保連携型）	中郷三丁目 327 番地 1	24-8400
さつま川内こども園（幼保連携型）	田崎町 206 番地 1	29-5101
せいくんこども園（幼保連携型）	平佐町 2843 番地 1	20-1123
愛こども園（幼保連携型）	天辰町 74 AITOWN 天辰集合住宅 1 階	24-8811
水引こども園（幼保連携型）	水引町 4795 番地	26-2124
せんだい中央こども園（幼保連携型）	平佐一丁目 111 番地	23-5700
川内聖母幼稚園（幼稚園型）	若松町 2 番 20 号	22-3877
すわこども園（幼保連携型）	樋脇町市比野 550 番地	38-1193
善福寺こども園（幼保連携型）	樋脇町塔之原 1177 番地	37-2103

びぼあ（幼保連携型）	入来町副田 6046 番地 25	44-4381
入来こども園（幼保連携型）	入来町浦之名 7517 番地 3	44-2391
若あゆこども園（幼保連携型）	東郷町斧渕 4490 番地 1	42-1106
なかよしこども園（幼保連携型）	祁答院町藺牟田 295 番地 1	56-0033

◎新制度に移行した私立幼稚園（教育・保育給付認定が必要です）

園 名	住 所	電話番号
みくに幼稚園	御陵下町 11 番 9 号	22-3974

教育・保育給付認定申請書の記入上の注意

教育・保育給付認定申請書の記入について、以下のことにご注意ください。

- 1 教育・保育給付認定申請書は、児童ごとに作成してください。
- 2 申請児童の年齢は、令和8年4月1日時点の年齢を記入してください。
- 3 「利用希望施設欄」は、内定を受けている場合、第1希望に内定を受けている園名を記入してください。
- 4 保護者（父・母）が、単身赴任等の理由で異なる住所の場合は、空いているスペースに保護者の住所を記入してください。
- 5 「①世帯の状況」欄は、申請児童以外の世帯員について記入してください。
- 6 「②利用を希望する期間」欄は、申請児童が小学校就学の始期に達するまでの期間を記入してください。
- 7 「④祖父母の状況」欄は、祖父母の現況について該当する欄の□にチェックしてください。同居している場合は、別居の住所の欄への記入は不要です。死亡されているときは、該当する「祖父」・「祖母」の各氏名欄に「亡」と記入してください。

◎添付資料について

教育・保育給付認定の申請にあたって、次の資料を添付してください。

対象者	資料名称
全 員	教育施設利用に関する確認・同意書

◎該当する場合のみ必要となる資料

離婚調停中で配偶者と別居している場合	呼び出し状または事件係属証明書
--------------------	-----------------

■お問い合わせ先■

薩摩川内市役所

〒895-8650 薩摩川内市神田町3番22号

子育て支援課 保育グループ TEL (0996)23-5111 (内線 2362、2363)

市 HP <https://www.city.satsumasendai.lg.jp/>